

《教育長メッセージ 第43号》

『教職員研修』

教職員は、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」と教育公務員特例法という法律で定められています。また、その法律では、そのための研修の機会の設定と実施が教育委員会に義務づけられています



教職員は、年間をとおして校内や校外（出張として）で研究会や研修会に参加しています。特に、夏季休業中は、子どもたちが夏休みであることから、多くの研修会等が設定され、参加しています。また、大学や教育関係団体が企画する研修に、自主的に参加する場合があります。

教職員研修は、全員対象のものや経験年数によるもの、職務分担によるものなどがあります。

先日あいさつをした研修会は、「支援教育研修会Ⅱ」という研修会で、市役所401会議室に、教職員だけでなく、補助指導員、介助員、看護介助員、あそびっ子指導員、学童保育クラブ指導員が111名集まり、インクルーシブ教育について研修していました。

研修は、各学校ごとにも行われています。特に、お互いの授業を見合っ指導演法などについて研究する校内研究は、どこの学校でも年間をとおして行われています。

8月23日（火）に行われる「ひびきあう教育研究発表大会」で、市内小中学校を代表して3つの学校が校内研究の取組について発表しますので、ぜひ、ご覧いただければと思います。

午後1時から、海老名市文化会館大ホールで行いますので、お越しください。

教職員は、子どもたちを指導・支援して、子どもたちの学びをつくるのが仕事です。そのために、自ら、子どもたちと同様に学ぶことが大切になります。

もちろん、研修や研究は法律で定められているところですが、それ以上に、目の前の子どもたちに、自ら学ぶ姿を示してほしい、自らをよりよくする姿を示してほしいと、私は思っています。

子どもたちは夏休みですが、教職員は、研修会や研究会に参加して、自らの教員としての資質を高めるために努力しているのです。

次回は、「お盆のお墓参り」について、私の思いを伝えたいと思います。